

# ボランティア活動振興事業助成要綱

社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、ボランティア活動を振興し地域福祉の増進を図るための事業に要する経費に対して、予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定めるものとする。

## (財 源)

第2条 この財源は、長野市ボランティア活動振興基金から生じる果実、寄付金、その他をもってあてるものとする。

## (助成の対象者)

第3条 助成の交付対象者は、ボランティア・市民活動のグループで、主として長野市を対象地域として活動を展開しようとしている、若しくは展開している団体であることとする。

## (対象事業、経費及び限度額)

第4条 助成の対象事業、経費及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治または宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする事業
- (3) 企業、職能団体等の団体内の活動である事業
- (4) その他会長が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認める事業

## (申込書の様式及び提出期限)

第5条 助成を得ようとする者は、ボランティア活動振興事業助成申込書(様式第1号)を会長あてに提出し申込みを行うものとする。

- 2 前項の申込書の提出期限は別に定めるものとする。

## (届出)

第6条 申込者は、事業の一部若しくは全部を中止し、又は変更しようとするときは、速やかに会長に報告し承認を受けるものとする。

(変更承認申込書の様式)

第7条 第6条の規定による承認の申込みは、ボランティア活動振興事業変更承認申込書(様式第2号)によるものとする。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第8条 助成対象事業が完了したときは、ボランティア活動振興事業実績報告書(様式第3号)により会長に実施事業の報告を行うものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日、又は助成決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早いものとする。

(請求書の様式)

第9条 請求書は、ボランティア活動振興事業助成金請求書(様式第4号)によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

## 対象事業、経費及び限度額

事業名	対 象 経 費	限 度 額
(1) 高齢者への活動	高齢社会を迎え、高齢者が地域の中で幸せな生活を送るためには、高齢者自らの積極的な社会参加と共助活動が求められている。高齢者による諸活動の拡大を重点に、友愛訪問活動、食事、入浴、家事援助、世代間交流等の活動に要する材料費、印刷費等の経費	50,000 円
(2) 障害者への活動	障害を持つ人とそうでない人がお互いに理解しあい、共に生きていく基盤をつくりだしていくための集いやコンサート、キャンプ等の開催に必要なチラシ・パンフの印刷費、会場、車両借上料等の経費	
(3) 子どもへの活動	子ども達の豊かな人格形成を図るための子ども文庫、キャンプ、伝統文化継承等の活動に必要なチラシ・パンフの印刷費、図書・玩具購入費等の経費	
(4) 学習研修活動	ボランティア活動に必要な知識や技術を、地域住民に広げるための、講習会等に必要なチラシ・パンフの印刷費、講師謝礼金等の経費	
(5) 地域文化活動	より多くの住民に、福祉活動参加を促すために地域住民がふれあい・交流する場をつくり各種グループが活動発表会や展示会を開催するのに必要なチラシ・パンフの印刷費、講師謝礼金等の経費、会場借上料等の経費	
(6) その他	会長が特に認める事業に必要な経費	